

2020. 4. 15

市長定例記者会見

保健福祉部高齢障害支援課

## 令和2年度「東松島市奨学金返還支援事業助成金」について

医療及び福祉に係る人材の確保と定住促進を目的とする「東松島市奨学金返還支援事業助成金」について、今年度の募集を下記のとおり行いますので、お知らせします。

なお、令和2年度は、新規申請者（助成対象者）が5年間市内に定住することを条件とする「定住加算金」を設けるとともに、対象者の条件に「准看護師」を加え、申請期間を「最長5年間」に延長しましたので、併せてお知らせします。

### 記

- 1 募集期間 第1回 4月6日（月）～ 4月24日（金）  
第2回 10月1日（月）～10月30日（金）  
※第2回は新規申請者のみ
- 2 対象者 以下の（1）から（7）の要件を全て満たす者であることが必要です。
  - （1）平成28年4月1日以降に、東松島市内の事業所に正規雇用され、取得した資格に基づく業務に従事する方で、申請年度の末日まで継続して当該事業所に勤務する方（国及び地方公共団体の職員を除く）。
  - （2）奨学金の貸与を受けて大学、短期大学、専修学校専門課程に進学した方。
  - （3）看護師、**准看護師**、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、助産師、保育士の資格を有する方  
※このうち、「准看護師」は今年度から対象とするものです。
  - （4）月賦、半年賦、年賦で奨学金の返還を行っている方、又は申請年度内に月賦、半年賦、年賦で奨学金の返還を開始する方。
  - （5）奨学金の返還に滞納のない方。
  - （6）全ての市町村民税に滞納のない方。
  - （7）暴力団員等でない方。
- 3 助成内容 **最大100万円**（返還助成金60万円＋加算助成金40万円）
  - （1）返還助成金 申請年度内に返還した奨学金の額  
（最大60万円、市外在住者は最大30万円）
    - ・単年度上限20万円（市外在住者は10万円）、申請初年度から最長**5年間**申請可
  - （2）**定住加算金** 市外から移住した方または市内在住の方に対し、返還助成金に加算して助成する額（申請初年度のみ） ※5年間の市内定住が要件。
    - ・上限40万円（申請時における奨学金借入残高が100万円以上の場合）

■問い合わせ： 高齢障害支援課 包括ケア推進係 TEL0225-82-1111（内線 1186）